

## 令和7年度地域包括支援センター運営評価について

## 1 評価の趣旨

平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が改正され、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに必要な措置を講じなければならないこととされた。平成30年に全国で統一して用いる評価指標が策定され、地域包括支援センター運営協議会等で、この指標を踏まえた検討を通じて適切な人員の確保や業務の重点化・効率化を進めることとしている。

また、多摩市では高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアにおける中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ると規定している。

このような経過を踏まえ、各地域包括支援センターが抱える課題や目標を明確にすることで、基幹型地域包括支援センターと連携しながら、高齢者を総合的に支援するため、地域包括支援センター運営事業評価を行う。

## 2 目的

- ① 地域包括支援センターが、公平性・中立性を確保し、より一層の業務充実を図る。
- ② 評価結果を各地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センター間で共有し、共に業務改善に向けた取組を行っていく。
- ③ 評価の結果を次年度の年間計画に反映することで、市内5箇所の地域包括支援センターの一定の水準を確保する。

## 3 評価指標

市として重点を置く項目について効果的に評価するため、厚生労働省策定の指標より重点項目を選択し、市独自の指標を加え策定した。

## 4 評価対象および評価方法

評価対象	評価方法
委託型多摩市地域包括支援センター 5箇所 ※以下、「委託型包括」	・委託型包括による自己評価 ・自己評価の内容について協議し、評価を決定
基幹型多摩市地域包括支援センター (高齢支援課含む) ※以下、「基幹型包括」	・基幹型包括による自己評価 ・自己評価の内容について協議し、評価を決定

## 6 評価スケジュール

時期	内容
令和7年5月	令和7年度運営方針を元に評価指標を作成し、委託型包括と共有
令和7年5月	第1回地域包括支援センター運営協議会にて評価指標のうち重点報告を受ける指標を協議、決定
令和7年11月	委託型包括及び基幹型による自己評価の実施(評価実施期間)
令和7年12月	市担当者による委託型包括ヒアリング及び総合評価実施
令和8年2月	第3回地域包括支援センター運営協議会にて令和7年度評価結果の報告及び令和8年度運営方針の策定

## 7 重点報告項目

令和7年度第1回多摩市地域包括支援センター運営協議会(令和7年5月28日)にて、前委員により評価指標から特に協議会で報告を希望する項目として以下の指標を選定された。

	項目	報告指標	選定理由
委託型包括	第2層生活支援体制整備事業	39 把握した地域資源を整理し、総合相談、介護予防ケアマネジメントおよび介護予防支援等に活用しているか。	令和6年度から地域包括支援センターが受託した第2層生活支援体制整備事業の現状の報告を希望する。
基幹型包括	地域ケア会議	26 地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	地域ケア会議をどのように行っていて、その事例と結果の報告を希望する。